

多文化共生に向けた「ユニバーサルデザイン教材モデル」の開発に関する研究

白鳥 純也, 津村 公博,
澤田 敬人, 柳澤 クリストイーナ 照美

Research on Development of “Universal Design Teaching Material Model” for Multicultural Coexistence

Junya SHIRATORI, Kimihiro TSUMURA,
Takahito SAWADA, Cristina Terumi YANAGISAWA

2018年11月7日受理

抄 錄

本研究の目的は、ブラジルで使用されている教科書の分析を通じて、多文化の「共生」に向けた実用化に資する教材モデルを構築することである。具体的には、ブラジルの教科書を分析して、日本とブラジルの子どもに共通するテーマおよび内容を掘り起し、「共生」の観点を洗練させ、彼らが在籍する日本の公立小学校の中で、相互理解のための学習材からユニバーサルデザイン教材の作成までの総合的な教材モデルを開発して効果を検証することを目指したものである。

キーワード：多文化共生、外国人児童生徒教育、ユニバーサルデザイン教材モデル、
ブラジルの教科書、日系移民

はじめに

本研究の目的は、ブラジルで使用されている教科書の分析を通じて、多文化の「共生」に向けた実用化に資する教材モデルを構築することである。本研究の目的を遂げることにより、わが国の公立学校に在籍する南米日系人児童生徒の自律的な学習を促進し、且つ多様な学力レベルや学習ニーズ、学習目標にも個別に対応することのできる評価の基準を確立することを目指している。

また、彼らの学習社会への参加を促す教育方法について、学問的且つ実践的な観点から知見を得る。具体的には、ブラジルの教科書を分析して、日本とブラジルの子どもに共通するテーマおよび内容を掘り起し、「共生」の観点を洗練させる。彼らが在籍する日本の公立小学校の中で、相互理解のための学習材からユニバーサルデザイン教材の作成までの総合的な教材モデルを開発して効果を検証することを目指したものである。

1. 本研究における学術的背景

本研究チームは、日本の子どもとブラジルの子どもとの共生を目指した教材モデルは何かという問い合わせで学術的探求を深めてきた。その際重視してきたことは、国際理解のための教材モデルを作成することを念頭に、公立小学校に在籍する南米日系人児童から見えてきた学習ニーズと学習環境を把握し、その実践的な知見を最大限に生かすことである。目下のところ、その方針が結実した研究成果には、ブラジル小学校の国語教科書から「共生」に関する内容を抽出し、別途すでに調査・抽出してきた日本的小学校国語教科書との対置を試みた研究がある。⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾

国際化の急速な進展により、「共生」することが21世紀の基本的課題となっており、この意味で国際理解教育や多文化共生の意義は益々高まっている。外国人児童生徒を対象とした教材モデルを開発するときに教育研究者が持つべき視点の一つは、各国にはそれぞれの社会・文化的背景があり、学校があり、生活があり、その中での子どもの存在があることに留意することが重要である。このことは、白鳥(2010)でも指摘している。⁽⁴⁾

このことを改めて確認し、背景にある母国の歴史・現状をおさえたうえでの教育実践が求められる。一方、わが国にも独自の教育制度が存在し、日本の学習指導要領に沿って指導が展開されなければならないことに、改めて留意する必要がある。本研究はあくまで日本の学校内での対応であるという視点を基本におき、現実の中から、そして国際化の進展の現状を踏まえて、眞の異文化理解を探り、実践的・効果的な外国人児童生徒教育を模索していくなければならないと考えている。このような立場にたったとき、外国人児童生徒教育は、日本人児童生徒の国際理解の問題にも重なるものになる。つまり、日本の学校体制の中で、外国人児童生徒の母国の教育を踏まえた教育と、日本人児童生徒への国際理解教育が同時に求められるのである。しかし残念ながら、外国人児童生徒および日本人児童生徒両者にとって有益であるという視点からの教材開発は不十分である。現状では、日本の現行教科書の一部を母語に翻訳したものや諸外国の生活・文化（衣食住）に関する教養が中心であるが、それらはあくまで日本人が考え作った教材である以上、外国人児童生徒がその内容になじめない場合も確かに存在する。もはや「共生教育」の視点からの教育の内容・方法を更に検討すべき時期に来ているのである。そこで本研究では「ブラジル本国で使用されている教科書」（小学校）に着目し、選択した教科書の分析を通して、日本の子どもとブラジルの子ども両者のアイデンティティを生かしつつ、両者が共生できるための「教材モデル」を開発することを目指している。

また、白鳥ほか(2012)⁽⁵⁾⁽⁶⁾ が指摘するように、選択したブラジルの教科書分析（国語・社会・宗教）及び授業実践（国語）からも、ブラジル本国で使用されている教科書が、日本の子どもとブラジルの子ども両者にとって有効であることがうかがわれた。例えば、社会科の教科書には「靴みがきをする少年」の写真が掲載されており、ブラジルを取り巻く貧困や非識字者の問題を明示したうえで学校へ通い学ぶ意味を考えさせる内容となっている。自国で生きていくための判断力や行動力、問題解決能力

等を身に付けた人間の育成がねらいであることがうかがわれた。ブラジルの教科書を目にしたときの子どもの顔、驚きや喜び等の反応から、両者が共に楽しく学ぶことのできる教材であることを確認できたのは、大きな収穫であった。今後は無作為な選択ではなく、ブラジル政府推薦教科書から選択・分析を行い、両者の国際理解を助長する教材モデルを抽出し、その妥当性の検証を継続する。さらに、仮説的に一部小学校において実践し、その成果を検証しつつ、日本人の教師が使えるものにしていくことが大切である。それこそが、正に日本の子どもとブラジルの子ども両者のアイデンティティを生かしつつ、両者が共生できるための教材モデルとなる。

2. 三ヵ年の研究計画及び方法

本研究では、わが国の公立小学校に在籍する南米日系人児童を対象に、ブラジル本国で使用されている教科書の分析（小学校国語・社会、小学校1～4年生）から教材モデルを抽出し、外国籍児童が在籍する公立小学校での授業実践を通して教材開発とその評価を行い、得られた知見を国内外で共有するための機会を設ける。

なお、白鳥・津村はブラジル政府推薦教科書（2013年度版、小学校1～4年生、国語・社会・算数・理科）入手済みである。本教科書は2013年3月、在浜松ブラジル総領事館：ジョゼ・アントニオ・ピラス総領事より研究目的として提供された。

また、三ヵ年を通し、グローバルな視野と学際的アプローチからの教材モデルの構築を行う。（図1参照）研究協力者・柳澤クリスティーナ照美がPTA外国人代表を務める浜松市内の公立小学校と津村・澤田が交流を持つサンパウロ州内の小学校、「カエルプロジェクト」（中川郷子代表）⁽⁷⁾との協働・連携及び国内の多分野の研究者からなる学際的な布陣により研究を強力に推進する。

三ヵ年計画の概要については、以下の通りである。

【平成28年度 研究計画】

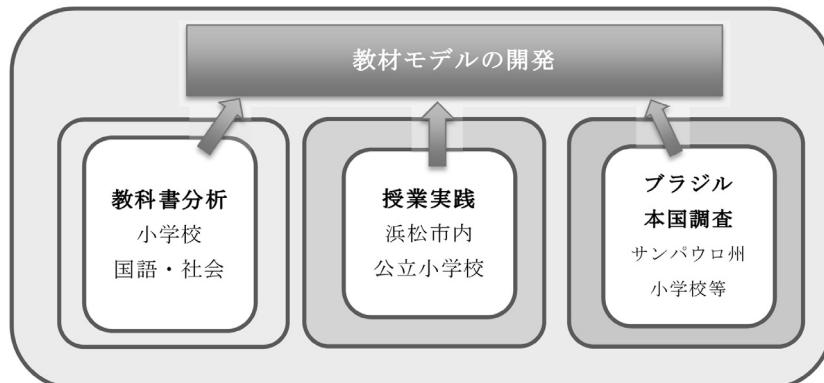


図1 教材モデルの構築

一年度は、まず外国人児童生徒教育に関する先行研究を改めて詳細に吟味し、その特徴・問題点を指摘するとともに、選択したブラジルの教科書を分析する。これらの過程を経て、ブラジル人児童及び日本人児童両者の多文化共生を助長する教材モデルを抽出し、その妥当性の検証を開始する。後半から、仮説的に一部小学校において実践する。

月間工程表

| 期 | 第1期 | | | | | | 第2期 | | | | | |
|-------|-----|---|---|---|---|---|-----|----|----|---|---|---|
| | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
| 教科書分析 | ■ | ■ | ■ | ■ | | | | | ■ | ■ | ■ | |
| 授業実践 | | | | | ■ | ■ | ■ | ■ | | | | |
| 本国調査 | | | | | | | | | | | | ■ |

【平成29年度 研究計画】

二年度は、まず異文化理解の前提としてのブラジル現地の社会や生活、教育の環境等の史的変遷について、実態がどうであったかを文献により調査する。次いで、浜松市内に在住しているブラジル人児童の学習・生活の実態を調査・検討する。研究フィールドである浜松市内の公立小学校のみならず、浜松市教育委員会及び在日ブラジル人学校をも訪問する。また、ブラジル本国で使用されている教科書を研究目的として提供された「在浜松ブラジル総領事館」との連携・情報交換を密に行うことも確定している。さらに、ブラジル本国における実態をも調査・検討する。(サンパウロ州の小学校等との協働・連携) 後半から、抽出された教材モデルの修正を行い、改めて小学校において実践する。

月間工程表

| 期 | 第1期 | | | | | | 第2期 | | | | | |
|-------|-----|---|---|---|---|---|-----|----|----|---|---|---|
| | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
| 教科書分析 | ■ | ■ | ■ | ■ | | | | | ■ | ■ | ■ | |
| 授業実践 | | | | | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | |
| 本国調査 | | | | | | | | | | | | ■ |

成果の公表と共有を国内の多文化教育関係の研究会と南米ブラジルの教育界に対して積極的に行う。後者は、サンパウロ州内の小学校での交流・ワークショップ及び二年間の成果を共有し、合意形成を図ることを考えている。

【平成30年度 研究計画】

三年度は、教材モデルの完成を目指し、前年度までに行った理論的・実証的研究を詳細に吟味しつつ、わが国の学校での実践を視野に作成した教材モデルの運用面の最

終評価を行う。

月間工程表

| 期 | 第1期 | | | | | | 第2期 | | | | | |
|-------|-----|---|---|---|---|---|-----|----|----|---|---|---|
| | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
| 教科書分析 | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | | | | | | |
| 授業実践 | | | | | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | | | |
| 最終評価 | | | | | | | | | | ■ | ■ | ■ |

三年間の成果の公表と共有を国内の多文化教育関係の研究会に対して積極的に行う。そのうえで、南米ブラジルの教育界へも成果を発信・共有し（Skype会議）、合意形成を図る。日本とブラジルの共生に資する教材モデルが完成し、そのモデルに対する総合的な評価として、「ユニバーサルデザイン教材モデル」が構築されたということができると考えている。

外国人児童生徒教育の研究でこのように「教材」に焦点を絞り、しかも南米日系人の子ども・日本の子ども両者への適用を目指したもののは皆無であり、研究・実践・行政の三者に役立つものと確信している。

3. 本研究の学術的な特色・独創的な点及び予想される結果と意義

日本とブラジルの共生に資する「ユニバーサルデザイン教材モデル」の構築により、以下の三点が可能となることが予想される。

（1）基礎的な能力の養成

学習期間中に記憶量は、学習終了後には時間の経過と共に記憶量が減衰していくが、ブラジル本国で使用されている教科書から抽出された教材モデルを導入することで、教室外において学習が繰り返され記憶量も少なくなり、作業記憶（working memory）から長期記憶（long term memory）へ移行することが期待される。特に基本的な用語や概念を理解する反復練習が必要な「表面的な学習（Surface Learning）」を強化できる。

（2）自立的な学習の促進

表面的な学習前提として分析力、推察力、創造力、想像力を養う「深い学習（Deep Learning）」へ導くためには、多くの時間が必要になる。本教材モデルを導入すれば学習者自らのペースで学習を進めることができ、知的探究心を高めることが可能になる。

（3）協同学習としての教材モデルの活用

外国人児童の学びの場では、児童同士が助け合いながら学習を進めていく環境が作られることが多い。教材モデルの活用は、個々の学習の促進に大きな効果が期待でき、かつ従来の母学級における集団学習をも活性化させる。さらには、ブラジルの子ども

の多様性により、母国へ帰国する際に生ずる再適応の問題（母語・アイデンティティ等）への対応が可能となる。

4. ブラジルの学校体系

ここからは、主に第一・二年度における研究について概観する。

ブラジルは1連邦区と26州から成る連邦共和国であり、学校教育の実施に当たっては、ブラジルの国家全体に通じる基本理念や全国共通の規準が定められている。ブラジル教育省は、「基礎教育は、すべてのブラジル人に市民権を行使するために必要不可欠な共通な訓練を保障し、仕事や次の勉学において進歩するための手段を提供する方法」⁽⁸⁾であるとし、教育機会の提供及び多面的アプローチから教育の質の向上を目指している。

ブラジルの学校体系は、①就学前教育（保育園（0～3歳）・幼稚園（4～5歳））、②初等教育、③中等教育、および④高等教育で編成されている。初等教育（Ensino Fundamental）の9年間は義務教育課程であり（前期5年・後期4年）、それぞれ日本の小・中学校に相当する。初等教育は市が管轄し、約6割は市立である。また、私立学校は主に都市に集まっている。都市化が急速に進んでいるため、都市周辺の公立学校では児童生徒の急増対策に追われている。そのため、学校は二部制・三部制となっており、午前・午後と別の児童生徒が通い、夜間には義務教育未就学の成人や若者が通っている。

ブラジル全体の教育システムは、主に公立学校を基本にして設置・運営されている。公立機関は大学も含めて無償であり、低所得者層は公立学校へ入学することとなる。近年では、質の高い教育や有力な公立大学への進学を求めて、私立の高等学校への進学希望者が増えているが、中産階級の子どもがそのコースを歩むケースが多い。

公教育は中央の教育行政として連邦、地方の教育行政として州と市の教育行政機関により運営されている。連邦の教育行政機関としては、教育省が設置されており、その諮問機関として連邦教育審議会がある。教育省は、全国共通の必修カリキュラムや年間の授業日数を定めるなど（初等教育・中等教育）、全国共通の教育内容等にかかる規準を設定することのほか、大学の設置を認可する（高等教育）などの権限を持っている。州の教育行政機関には、州教育局と州教育審議会がある。（連邦区の教育行政の仕組みは州と同様）州の教育行政システムでは、州教育審議会が規程を定め、その執行を州教育局が担当している。市の教育行政機関には、市教育局と市教育審議会があり、主として初等教育の運営に関する権限を有している。

教育課程に関しては、ブラジルの教育基本法LDB⁽⁹⁾第26条に、「初等教育、中等教育のカリキュラムは全国的に共通の基礎にたつものとする。ただし、共通の基礎に基づくカリキュラムは、各教育制度と各学校において、各地域と各地方の社会、文化、経済、および教育受益者の特徴の必要性に応じた多様な形で補足されるものとする。」と規定されている。

教科編成については、前期5年（小学校）は、ポルトガル語、数学、自然科学、歴

史と地理、芸術、体育、横断的テーマと倫理、環境と健康、文化多様性と性教育となっている。また、後期4年（中学校）は、ポルトガル語、数学、自然科学、歴史、地理、芸術、体育、外国語（英語かスペイン語）、環境、健康、文化多様性、性教育となっている。⁽¹⁰⁾

その他、特別支援学校は小規模ながらあり、保育園や介護施設等との連携、将来的には「複合施設」の確立へ向けた動きが、一部の園や施設の経営者から見られることも付記しておく。

5. ブラジルの教科書事情

ブラジルの教科書は日本のものと比べて分厚く、紙質はそれほど丈夫ではない。しかし、すべてのページがカラフルなイラストや写真で構成されており、書き込みや切り取りができるつくりとなっている。学習した内容を確実に自己のものにさせようという姿勢でつくられていることがうかがわれる。

義務教育9年制への教科書対応は迅速に行われ、すでに1～9年生用の新しい教科書が刊行されている。⁽¹¹⁾ 例えば、新1年生用・算数教科書は、総176ページ、なかなかの重量である。表紙には「2010 2011 2012」と記載されており、その3年間は本教科書を使用することを示唆している。また、裏表紙にはブラジル国歌が記載されている。



図2 算数教科書



図3 教科書の拡大コピー（掲示物）

教科書の著作・編集・発行は、政府刊行のものと民間のもの、私立学校が独自に作成したものがある。教科書の採択は、各州・各市の教育委員会の責任とされているが、小学校段階では、各学校の校長が教員と協議のうえ決定している。1995年まで連邦政府は、初等教育の4年生までの子どもに教科書を無償で貸与していたが、現在は

すべての学年の子どもに無償で貸与されるようになった。この貸与制度の改善とともに、教育省は教科書の質の向上に着手し、すべての教科書を審査するよう、教員による委員会を組織した。委員会が事前に審査を行い、これに基づき教科書の内容を改善するシステムである。教科書は教育省推薦とされ、教育委員会ごとに購入されることとなった。

しかし、これはあくまで政府の政策であり、実際には教科書の無償貸与が、すべての学校に行き届いているわけではない。すべての州にそれぞれの教育委員会があり、地域によって教育方針が異なるため、推薦教科書をそのまま受け入れられない事情があるということである。現実の教科書配布の状況については、私立学校は対象外であり、公立学校に対して実施される。比較的裕福な家庭の子どもは購入するが、ほとんどの子どもには無償で貸与している。また、毎年3教科程度の配布に留まり、一度配布された教科書は3年間使用することとなっている。貸与の期間は1年間であり、学年の終わりには教科書を学校へ返さなくてはならない。返還された教科書は、引き続き貸与用として新たに進級してくる子どもへと貸与される。

教科書の貸与制には、いくつか問題点が見られる。同じ教科書が何年も使われる場合、教科書への書き込みや損傷ができるだけ避けるよう指導を受ける。実際に、ブラジルのテレビCMにおいて「教科書にカバーをかけよう」キャンペーンが年に1～2回放映されている。このカバーはビニール製であり、透かしても表紙を見ることができない。これでは国歌を記載している意味がなく、子どもの学習意欲がそがれたり、学習することへの抵抗感が生まれたりすることなども危惧される。

おわりに

最後に、三ヵ年計画の最終年度に訪問したブラジル・サンパウロ州における学校訪問について簡単に触れておく。(訪問者：津村公博・柳澤クリスティーナ照美、訪問期間：2018年3月24日～4月2日)

ブラジル・サンパウロ州の日本語学校「Aliança Cultural Brasil- Japão」(アリアンサ クルテゥラウ ブラジル・日本)では、日本語の教科書に日本の文化を取り入れている。(図4参照)特に、「ブラジルと日本の移民について伝える必要がある」と学校関係者は語っており、これから作成する新しい教科書では、特に日本の文化(過去から現在まで)について幅広く取り入れる予定である。

また、公立小学校においても、移民受け入れの歴史についての記載が確認できることは興味深い。図5は「テゥルマ ダ モニカ」というブラジルで人気のある漫画のキャラクターであり、日本の学校生活や文化について伝える教科書内容となっている。図6は、日本の昔話をポルトガル語で伝えるものである。日本の教科書においてはほとんど見られない、ブラジル日系移民の歴史や日本の文化等について、ブラジルに生きる日系人の意識の方がはるかに高く深いものであるということであろうか。

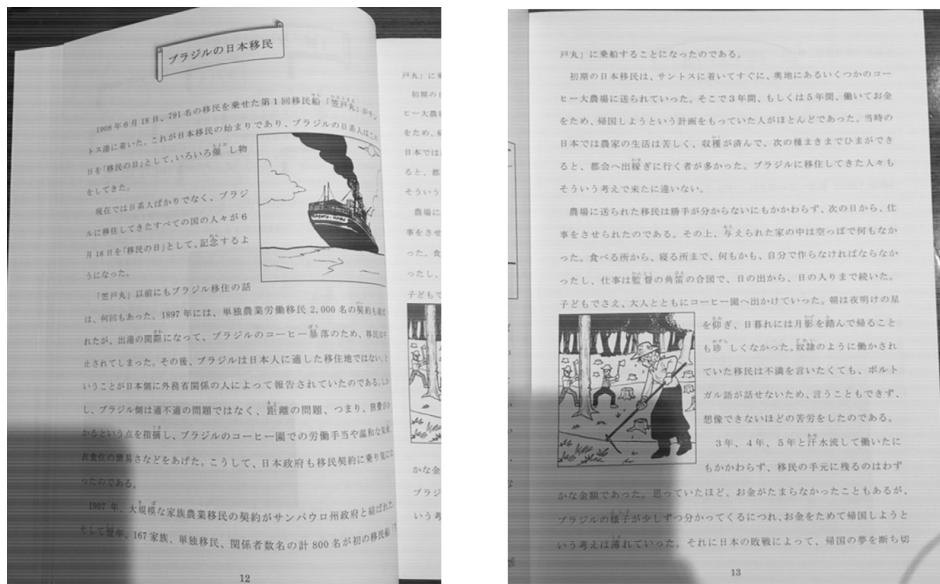


図4 「ブラジルの日本移民」

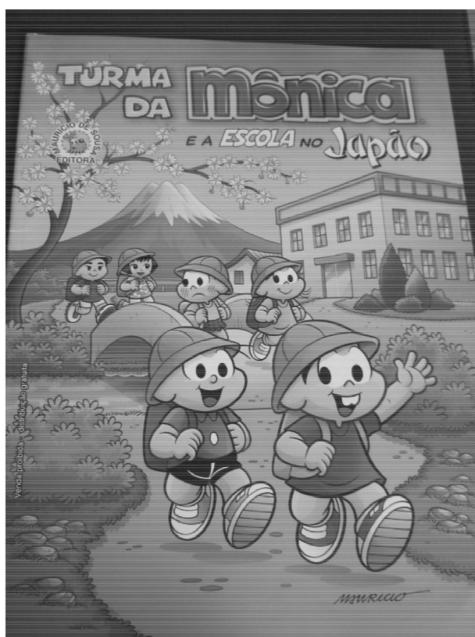


図5 「テュルマ ダ モニカ」



図6 「日本の子供の大好きなお話」

一方、移民国家としての「市民性」に関する教科書の記載は少ない。サンパウロ州の公立小学校「Érico de Abreu Sodré」及び私立学校「Colégio Oshiman」（幼小中高）でのインタビューにおいて、「ブラジルの多文化社会は、400年かけて作ってき

たものだ」「人種に限らず、Gayやdeafなどの障がい者にも同様に差別はない」「異なる肌の人をじっと見ることは良くないことであると、家庭の中で自然と教えられている」という回答を得た。多文化に対する態度は、学校に入学する前に、家庭の中で異なる人種・民族との共生への態度は自然と醸成されると考えられている。

今後は、選択した国語科・社会科の教科書分析を中心に、さらに①日系移民に関する内容、及び②市民性に関する内容についても視野を広げていきたい。そのうえで、「ユニバーサルデザイン教材モデル」の作成までの総合的な教材モデルを開発し、効果を検証していくこと課題としたい。

注

- (1)白鳥絢也ほか「小学校国語科における「共生」－教科書（光村図書出版）に着目して－」星槎大学紀要『共生科学研究』(No.8) 所収, pp. 4-25, 2013年2月。
- (2)白鳥絢也ほか「国語科教科書に「共生」をさぐる（2）－教科書（東京書籍）に着目して－」星槎大学紀要『共生科学研究』(No.9) 所収, pp.140-161, 2014年2月。
- (3)白鳥絢也ほか「小学校国語科における「共生」（3）－教科書（教育出版）に着目して－」星槎大学紀要『共生科学研究』(No.10) 所収, pp.120-135, 2015年2月。
- (4)白鳥絢也「在日ブラジル人学校における教科書の調査研究－静岡県を中心に－」星槎大学紀要『共生科学研究』(No.5) 所収, pp.59-77, 2010年2月。
- (5)白鳥絢也「多文化教育への提言－ブラジル教科書の活用の視点から－」日本比較文化学会第2回中部支部研究発表会『日本比較文化学会中部支部ニュース』(第2号) 所収, p. 3, 2012年2月。
- (6)白鳥絢也・津村公博・澤田敬人「南米日系人の子どもを対象とした教材開発に関する研究」日本比較文化学会第3回中部支部研究発表会『日本比較文化学会中部支部ニュース』(第3号) 所収, p. 3, 2012年9月。
- (7)「カエルプロジェクト」は、ブラジルの公立小中学校に通うブラジル人出稼ぎ子弟を対象に、心理、社会、ポルトガル語職字と補習面での支援活動を行う団体である。日本に一定期間在住した後にブラジルへ帰国した子どもの多くは、ポルトガル語の会話もできず、ブラジル本国についての知識もほとんど無く、ブラジル社会への適応が難しいことが大きな課題である。
- (8)江原裕美・山口アンナ真美「ブラジルの教育事情－経済発展とともに注目すべき教育改革－」独立行政法人日本学生支援機構『ウェブマガジン「留学交流」』所収, p. 2, 2012年6月号 (Vol.15)。
- (9)1996年12月20日に公布されたブラジルの『教育の方針と基礎に関する法律』(Lei de Diretrizes e Bases da Educação Nacional, 略称LDB)・法律第9394号は、従来の教育制度の欠点を補い、より多くの国民に教育の機会を与えることを意図

して制定された。それまでの、教育について定めたすべての法律に代わるものであり、初等・中等・高等教育、職業教育までを包括した総合的な法律として、ブラジルの教育の基本的な枠組みを提供するものである。江原裕美・田島久蔵「ブラジル連邦共和国の教育基本法」(LDBの全訳, 帝京大学法学第21巻第1号抜刷, 1999) を参照。

- (10)前掲書(8)。
- (11)2006年の法律11274号により、義務教育がこれまでの8年間から9年間へ拡大された。そのため、これまでの小学校1年生は2年生として扱われ、新1年生は満5歳の2月に入学することとなった。

参考文献

- (1)倉八順子『対話で育む多文化共生入門－ちがいを楽しみ、ともに生きる社会をめざして』明石書店, 2016年7月。
- (2)佐久間孝正『多国籍化する日本の学校 教育グローバル化の衝撃』勁草書房, 2015年11月。
- (3)澤田敬人「オーストラリアにおける高等教育の新公共経営と人文社会科学－新制度主義の脱連結と信頼の論理を媒介に－」『国際関係・比較文化研究』(第14巻第1号) 所収, 静岡県立大学国際関係学部, pp.59-77, 2015年9月。
- (4)澤田敬人「世界政体理論／世界文化理論の比較教育学とオーストラリア：世界の教育組織が類似する理由、途上国の大衆教育が円滑に普及する理由を超えて」『言語文化学会論集』(第44号) 所収, 言語文化学会, pp.277-286, 2015年7月。
- (5)澤田敬人『多文化社会を形成する実践者たち－メディア・政治・地域』オセニア出版社, 2013年2月。
- (6)白鳥絢也「学校の国際化と共生」『共生科学研究序説』所収, なでしこ出版, pp.158-163, 2012年2月。
- (7)白鳥絢也「多文化の「共生」に向けた実用化に資する教材モデルの構築－ブラジルで使用されている教科書の分析を通じて－」日本教材学会第30回研究発表大会「研究発表要旨集」所収, pp.139-140, 2018年10月。
- (8)多文化共生キーワード事典編集委員会編『多文化共生キーワード事典【改訂版】』明石書店, 2010年5月。
- (9)津村公博・澤田敬人「多文化共生社会とシチズンシップ教育－学習社会の可能性：多文化共生社会における外国人のシチズンシップと生涯学習」日本学習社会学会『日本学習社会学会年報』(第7号) 所収, pp.16-20, 2011年9月。
- (10)津村公博「多文化共生社会の実現にむけて南米日系第2世代を対象とした教育環境整備への提言」『浜松学院大学地域共創センター紀要』(第1号) 所収, pp.35-45, 2013年3月。
- (11)津村公博「南米日系人の青少年を対象とした学び直し教室に関する一考察」『浜

- 松学院大学研究論集』(第6号) 所収, pp.15-28, 2010年3月。
- (12)二宮皓編著『新版 世界の学校－教育制度から日常の学校風景まで』学事出版, 2014年1月。
- (13)日本学習社会学会創立10周年記念出版編集委員会編『学習社会への展望－地域社会における学習支援の再構築』明石書店, 2016年9月。
- (14)日本教材学会編『教材事典 教材研究の理論と実践』東京堂出版, 2013年9月。
- (15)日本国際理解教育学会編著『グローバル時代の国際理解教育－実践と理論をつなぐ－』明石書店, 2010年7月。
- (16)日本比較教育学会編『比較教育学事典』東信堂, 2012年6月。
- (17)ブラジル日本商工会議所編著『現代ブラジル事典』新評論, 2005年8月。
- (18)馬渢仁編著『「多文化共生」は可能か－教育における挑戦』勁草書房, 2011年2月。
- (19)宮崎幸江編『日本に住む多文化の子どもと教育 ことばと文化のはざまで生きる』ぎょうせい, 2013年12月。
- (20)宮島喬『外国人の子どもの教育 就学の現状と教育を受ける権利』東京大学出版会, 2014年9月。

[付記]

本研究は、日本学術振興会科学研究費補助金（平成28-30年度 基盤研究（C）「国際化社会に生きる青少年の共生を目指した教材モデルの開発に関する研究」課題番号：16K04561, 研究代表者：白鳥絢也）の助成を受けて行われたものであり、研究成果の一部である。